

今そこにあるオープンアクセス Clear and present Open Access

第 14 回 FASTR 法案ついに成立？

FASTR Act will be at last enacted?

首都大学東京学術情報基盤センター 栗山正光

7 月 29 日、米国議会上院の国土安全保障政府問題委員会(Homeland Security & Governmental Affairs Committee: [HSGAC](#))が満場一致で科学技術研究公正アクセス(Fair Access to Science and Technology Research: [FASTR](#)) 法案を承認した。これは 1 億ドル以上の研究予算を持つ政府機関に対して、研究成果を出版後 1 年以内にオープンアクセス(OA)にする方針を定めるよう求めるものである(パブリックアクセスという言葉を使っているが、実質的に OA と同じ)。

超党派の議員団によって 2013 年 2 月に提出されたものの成立せず、今年 3 月、再提出されていた。この法案成立を強く働きかけてきた米 [SPARC](#) は、重要なステップが踏み出されたとして歓迎の[声明](#)を出している。なお、SPARC の[ヘザー・ジョゼフ](#)によれば、上記委員会の審議で原案に 2 か所の修正(うち一つはエンバーゴ期間を 6 か月から 12 か月に延ばすというもの)が施されている。

ところで、米国ではすでに、2013 年 2 月に出されたホワイトハウス科学技術政策局(OSTP)の[通達](#)があり、政府機関に同様の OA 方針策定を要請している。また、[カレントアウェアネス](#)にも紹介があるように、2014 年 1 月 16 日に成立した 2014 年統合予算法修正案(Consolidated Appropriations Act あるいは Omnibus Appropriations Bill)でも、政府助成研究の OA 義務化に言及している。今さら FASTR が必要なのだろうか。

上記 SPARC の[声明](#)では、OSTP の通達は政権が交代すると取り消される可能性があり、その内容がきちんと法制化される必要があるとしている。では、法律として成立した 2014 年統合予算法修正案はどうか。これについては、[SCHOLCOMM メーリングリスト](#)でヘザー・ジョゼフが明快な説明をしている。それによると、この修正案で OA について述べられているのは、労働省、健康・ヒューマンサービス省、教育省についてのセクションである。すなわち、この三省にしか OA 義務化が適用されない。全省庁をカバーするにはやはり FASTR が必要、というわけである。

法案が成立するためには、まだ上下両院の本会議を通過して大統領が署名しなくてはならない。[GovTrack](#) というサイトでは成立の可能性を 39%としている(8 月 13 日現在。[Library Journal](#) の記事ではたった 3%となっているが、その後上昇した?)。SPARC では FASTR 成立への具体的な[支援方法](#)として、議員への電話のかけ方やツイッターの文例まで紹介しており、なるほどアドヴォカシーとはこういうことか、と感心させられる。

実はこの法案には前身がある。2006 年から 2012 年にかけて 3 度提出されて不成立に終わった連邦政府助成研究公共アクセス法案([FRPAA](#))である。FASTR はファースターと発音するようで、すなわち faster と語呂合わせになっているのだが、FRPAA と合わせるとほぼ 10 年が経過しているわけで、他国のことながら、苦笑いを禁じ得ない。